

大樹町告示第13号

旧役場庁舎解体工事について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和4年3月23日

大樹町長 酒 森 正 人



1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 旧役場庁舎解体工事
- (2) 工事場所 広尾郡大樹町東本通33番地
- (3) 予定工期 契約締結日の翌日～令和4年11月30日
- (4) 工事概要 鉄筋コンクリート造4階建 事務所
建築面積 836.409㎡
延床面積 3,440.267㎡
建築一式工事
- (5) 設 計 者 日本都市設計株式会社

2 共同企業体に関する要件

- (1) 構成員の資格（令和3年4月1日現在における資格）
 - ① すべての構成員は次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 大樹町契約規則（平成7年規則第2号）第16条の規定に基づき策定した入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - (ウ) 入札執行日までの間、大樹町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成21年告示第95号）第2条の規定による指名の停止をうけていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - (エ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を得ている者であること。
 - (オ) 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が4年以上であること。
 - (カ) 発注工事と同種又は類似の建設工事の元請としての施工実績を有する者で、公募の際に示す条件等に適合する者であること。
 - (キ) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置し得ること。
 - (ク) 発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (ケ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経

営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者でないこと。

(コ) 共同企業体の場合にあつては、(ア)～(ケ)のほか、別に定める共同企業体としての要件を満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合、その構成員は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

② 特定建設工事共同企業体は、次の要件を満たすものとする。

(ア) すべての構成員は、過去15年の間に、国又は都道府県若しくは、市町村と種類を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した施工実績があること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、建設業法第3条第2項に規定する建築一式工事及び同法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可、並びに建設業法第3条第2項に規定する解体工事を有するものとし、過去15年の間に、鉄筋コンクリート造3階建かつ1,500㎡程度の解体工事の元請として施工実績があること。

(2) 構成員の数及び組み合わせ等

① 「2ないし3社」による自主結成とする。

② 特定建設工事共同企業体の構成は、大樹町内に本店を有する者と大樹町以外の十勝管内に本店を有する者、各社1社以上を含むものとする。

③ 特定建設工事共同企業体の構成員は、建築一式工事および解体工事の建設業許可を有する者であること。

④ 前号の大樹町内の構成員については、大樹町建設工事競争入札参加資格に係る級別格付基準の建築工事において特A・Aの区分に格付けされている者とする。

(3) 出資比率

各構成員の出資比率は、次の各号に掲げるものとし、代表者にあつては構成員のうち最も出資比率が高いものとする。

① 2社の場合 30%以上であること。

② 3社の場合 20%以上であること。

(4) 存続期間

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。

3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

(2) 特定建設工事共同企業体協定書

(3) 類似工事施工実績調書

(4) 類似工事施工実績を証明する書面(共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写し)

(5) 配置予定技術者調書

(6) 特定建設工事共同企業体編成表

4 受付期間及び時間

- (1) 受付期間及び時間 令和4年3月23日から令和4年4月5日まで
午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所 大樹町役場総務課管財契約係（広尾郡大樹町東本通33番地）
電話 01558-6-2112

5 指名業者の決定

- (1) 提出された資料等に基づき、大樹町建設工事等入札参加者資格審査委員会に諮り2に掲げる要件を具備する申請者を審査し、大樹町建設工事等入札参加者指名選考委員会において競争入札参加者を指名する。
- (2) 申請者のうち競争入札参加者として指名をしたものに対して、指名する旨を書面により通知する。
- (3) 申請者のうち競争入札参加者として指名をしなかったものに対して、指名しなかった旨を書面により通知する。

6 入札について

- (1) 公募型指名競争入札参加者が1共同企業体のみの場合であっても、入札は執行する。

7 概略図面、仕様書等の閲覧

- (1) 閲覧期間及び時間 令和4年3月23日から令和4年4月5日まで
午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所 大樹町役場建設水道課建築第二係（大樹町東本通33番地）

8 閲覧等に関する質問

- (1) 受付期間及び時間 令和4年3月23日から令和4年3月29日まで
午前9時から午後5時まで
- (2) 質問の提出方法 書面にて持参する。
- (3) 受付場所 大樹町役場建設水道課建築第二係（大樹町東本通33番地）

9 質問に対する回答の閲覧

- (1) 閲覧期間及び時間 令和4年3月31日から令和4年4月5日まで
午前9時から午後5時まで
- (2) 閲覧場所 大樹町役場建設水道課建築第二係（大樹町東本通33番地）